平成 29 年度　JEES 留学生奨学金(修学)
募集・推薦要項
(大学配布用)

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、奨学金事業の充実のため、民間企業や個人の方々のご寄付等を基金とし、その果実等を「JEES 奨学金」の運用に供している。これにより、「平成 29 年度 JEES 留学生奨学金(修学)」の奨学生を下記により募集する。

記

1. 目　的

本奨学金は、日本の大学(大学院を含む)に在籍する、学業・人物ともに優秀な私費外国人留学生に対して奨学金を支給することにより、経済的不安の緩和・学習効果の向上に寄与することを目的とする。

2. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

(1) 私費外国人留学生のうち、平成 29 年 4 月時点において、正規生として日本の大学(大学院を含む。以下「大学」という。)の学部 2 年次以上に在籍する者。また、在留資格は「留学」であること。
(2) 採用された場合の受給期間が平成 29 年 4 月より 1 学年相当以上ある者
(3) 学業成績優秀者(前年度の成績評価係数 2.60 以上)
※成績評価係数で表すことが出来ない場合は、特に優秀と認める理由を具体的に記載した別紙(様式任意)を提出すること。

「成績評価係数の算出方法」(小数点第３位を四捨五入)

下表により[成績評価ポイント]を算出し、計算式に当てはめて計算

	成　績　評　価				
4段階評価(パターン1)		優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)		A	B	C	F
4段階評価(パターン3)		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	**3**	**3**	**2**	**1**	**0**

「計算式」

$$\frac{([\text{評価ポイント３の単位数}]\times 3)+([\text{評価ポイント2の単位数}]\times 2)+([\text{評価ポイント1の単位数}]\times 1)+([\text{評価ポイント0の単位数}]\times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

(4) 本奨学金の受給期間中、他から受ける奨学金等受給月額合計が 60,000 円以下である者。ただし、授業料免除は除く。
(5) ボランティア活動や国際交流活動等の実績、またはこれらの活動への意欲のある者。
(6) 本奨学金受給終了後も、本協会に対して近況等を連絡する意思のある者。
(7) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

3. 採用人数

50 名程度

4. 支給内容

月額奨学金　　30,000 円

5. 支給期間

平成 29 年 4 月より最長 2 年間。ただし、推薦を受ける大学での在籍期間中に限る。

6. 応募・推薦方法

大学の長は、2 に挙げる応募資格に該当する者について、7 に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

7. 応募・推薦書類

(1) 願書(別紙様式 1。日本語で記載されたものに限る。) 1通
(2) 応募者の写真(最近 6 ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) 1 葉
(3) 推薦書(別紙様式 2。推薦理由は、指導教官等が記入すること。) 1通

8. 応募・推薦書類の提出期限

平成 29 年 5 月 11 日(木)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

9. 選考方法及び結果の通知

理事長は、6 により推薦された者について本協会に設置する選考委員会に諮り、受給者を決定する。結果は、平成 29 年 7 月中を目途に大学を通じて通知する。

10. 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

11. 受給者の義務

(1) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後、所定の様式により、大学を通じて理事長に提出しなければならない。
(2) 受給者は、住所・連絡先及び所属先(大学、就職先等)に変更があった場合、本奨学金受給期間中は大学を通じて、受給終了後は直接本協会へ遅滞なく届け出なければならない。
(3) 受給者は、本協会の要請に応じ、アンケート等へ回答しなければならない。

12. 奨学金給付の休止又は終了

(1) 受給者が長期欠席した場合は、本奨学金を支給しない。
(2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を打ち切る。
① 大学を休学又は留年した場合。
② 本奨学金受給者の義務を怠った場合。
③ この要項の定める事項に該当しなくなった場合。
④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
(3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、受給決定を取り消す。

13. その他(注意事項等)

(1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、12.に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。
(2) 本奨学金受給生として採用された場合、他の奨学金の受給を目的として辞退することはできない。

14. 個人情報の取り扱い

応募・推薦書類上の個人情報は、本協会の実施する学生支援事業にのみ利用し、その他の目的には利用しない。

15. 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課
〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29
TEL: 03-5454-5274 FAX: 03-5454-5242 E-mail: ix@jees.or.jp

以上